

秋田公立美術大学における情報セキュリティの基本方針に関する規程

平成30年11月28日

規程第17号

(情報システムの目的)

第1条 秋田公立美術大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学の理念と使命の実現のため、本学のすべての教育・研究活動および運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第2条 前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

(利用者の義務)

第3条 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針および運用基本規程に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、それぞれの規程等に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年11月28日から施行する。

